

許可番号 01513000553

産業廃棄物収集運搬業許可証

長野県長野市稲里一丁目5番地3

ミヤマ 株式会社

代表取締役 南 克明

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 6年12月27日

許可の有効年月日 令和13年10月29日

1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず、鋳さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

木くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物に限る。）、動植物性残さ、ゴムくず、法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 上越工場

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地
新潟県上越市大字下真砂 6 4 番 7
- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類
汚泥 (3.6 m²)、廃プラスチック類 (2.6 m²)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (1.8 m²) (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻 (1.6 m²)、廃油 (3.6 m²)、廃酸 (2.9 m²)、廃アルカリ (2.9 m²)、金属くず (1.8 m²)、鉍さい (1.6 m²)、ばいじん (1.6 m²)、水銀使用製品産業廃棄物 (1.9 m²) (以上、水銀含有ばいじん等を含む。)
- ・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
汚泥 (6 m³)、廃プラスチック類 (6 m³)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (3 m³) (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻 (2 m³)、廃油 (3 m³)、廃酸 (2 m³)、廃アルカリ (2 m³)、金属くず (3 m³)、鉍さい (2 m³)、ばいじん (2 m³)、水銀使用製品産業廃棄物 (1.7 m³) (以上、水銀含有ばいじん等を含む。) (以上、屋内)

(2) 燕リサイクルセンター 1 号棟

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地
新潟県燕市小池字中通 3 5 0 1 番 7
- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類
汚泥 (13.0 m²)、廃プラスチック類 (24.0 m²)、木くず (7.0 m²)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (13.0 m²)、がれき類 (7.0 m²) (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻 (3.6 m²)、廃油 (7.0 m²)、廃酸 (14.0 m²)、廃アルカリ (14.0 m²)、金属くず (13.0 m²)、鉍さい (3.6 m²)、ばいじん (3.6 m²)、水銀使用製品産業廃棄物 (21.0 m²)、水銀含有ばいじん等 (燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん) (7.0 m²)
- ・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
汚泥 (24.0 m³)、廃プラスチック類 (48.0 m³)、木くず (14.0 m³)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (24.0 m³)、がれき類 (12.0 m³)、燃え殻 (6.0 m³)、廃油 (8.4 m³)、廃酸 (18.0 m³)、廃アルカリ (18.0 m³)、金属くず (24.0 m³)、鉍さい (6.0 m³)、ばいじん (6.0 m³)、水銀使用製品産業廃棄物 (36.4 m³)、水銀含有ばいじん等 (燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん) (8.4 m³) (以上、屋内)



HP掲載用

(3) 燕リサイクルセンター 2 号棟

- ・ 積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県燕市小池字中通 3 5 0 1 番 7

- ・ 積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃機械設備類（汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）（1, 0 0 2 m²）、石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）（2 4. 0 m²）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（1 2. 0 m²）

- ・ 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

廃機械設備類（汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）（1, 0 0 2 m³）、石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）（4 8. 0 m³）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（2 4. 0 m³）（以上、屋内）

(4) 燕リサイクルセンター 3 号棟

- ・ 積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県燕市小池字中通 3 5 0 1 番 7

- ・ 積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃油（3 8. 8 8 m²）

- ・ 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

廃油（2 1. 6 m³）（屋内）

H P 掲 載 用

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成 7 年 10 月 30 日
- ・更新許可年月日 平成 12 年 10 月 30 日
- ・変更届出年月日 平成 14 年 3 月 26 日 (分水工場①、②の変更)
- ・変更届出年月日 平成 16 年 10 月 7 日 (分水工場③の追加)
- ・変更届出年月日 平成 17 年 3 月 25 日 (分水工場②の変更)
- ・更新許可年月日 平成 17 年 10 月 30 日
- ・変更届出年月日 平成 17 年 11 月 14 日 (分水工場①の変更)
- ・変更届出年月日 平成 18 年 2 月 10 日 (燕リサイクルセンター 2 号棟の追加)
- ・変更届出年月日 平成 18 年 2 月 28 日 (分水工場③の廃止)
- ・変更届出年月日 平成 18 年 4 月 17 日 (積替え保管施設 (分水、燕) の合併による住所変更)
- ・変更届出年月日 平成 18 年 8 月 9 日 (燕リサイクルセンター 3 号棟の追加)
- ・変更届出年月日 平成 18 年 8 月 25 日 (分水工場①の廃止)
- ・変更届出年月日 平成 18 年 11 月 29 日 (石綿含有産業廃棄物の積替え保管場所の設置)
- ・変更届出年月日 平成 19 年 1 月 31 日 (代表者の変更 旧 南 栄嗣)
- ・変更届出年月日 平成 22 年 10 月 8 日 (積替え・保管場所 (上越市大字下真砂 6 4 番 8) の削除)
- ・更新許可年月日 平成 23 年 1 月 19 日
- ・優良基準適合確認 平成 24 年 11 月 5 日 (許可の有効年月日が平成 27 年 10 月 29 日から平成 29 年 10 月 29 日に延長)
- ・変更届出年月日 平成 26 年 10 月 23 日
(木くず (石綿含有産業廃棄物を除く。) を「積替え・保管を含む。」に変更) (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成 27 年 4 月 28 日
(木くず (石綿含有産業廃棄物を除く。) を「積替え・保管を除く。」に変更) (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成 28 年 3 月 18 日 (住所の変更 旧 長野県長野市丹波島一丁目 1 番 12 号)
- ・変更届出年月日 平成 29 年 1 月 23 日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成 29 年 4 月 5 日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成 29 年 10 月 31 日
(木くず、がれき類 (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。) を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更、
ゴムくずを「積替え・保管を含む。」から「積替え・保管を除く。」に変更) (積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 平成 29 年 12 月 8 日
- ・優良基準適合認定 平成 29 年 12 月 8 日 (許可の有効年月日が平成 34 年 10 月 29 日から平成 36 年 10 月 29 日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 4 年 4 月 28 日 (積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 6 年 12 月 27 日
- ・優良基準適合認定 令和 6 年 12 月 27 日 (許可の有効年月日が令和 11 年 10 月 29 日から令和 13 年 10 月 29 日に延長)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 6 年 12 月 27 日 更新許可)